



島根県報

平成29年2月17日（金）

号外第8号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	10

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

島根県公安委員会委員長 堀江正俊

島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第1項中「及び法第101条の4第2項」を「、法第101条の4第2項及び法第101条の7第1項」に、「講習予備検査（認知機能検査）受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に改め、同条第2項中「講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に改める。

第25条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「通知は、」を「通知は」に、「によって」を「により、法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書の提出命令は診断書提出命令書（様式第28号の4の2）により」に改める。

第27条中「第32条の3、第32条の4」を「第32条の3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項」に改め、「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

様式第18号及び様式第18号の2中

「

乗用		貨物				特殊		自 二	計
定員11人以上	普通	大型	中型	普通	軽	大型	小型		
バス	マイクロ							()	

を

「

乗用		貨物				特殊		自 二	計
定員11人以上	普通	大型	中型	準中型	普通	軽	大型		
バス	マイクロ							()	

に改める。

様式第26号の3の注の2中「主治医」を「処分の理由とされる事由に係る主治医（かかりつけ医）（当該事由が認知症である場合は、認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）」に改め、「意見」の次に「（当該事由が認知症である場合は、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）」を加える。

様式第26号の4中「講習予備検査（認知機能検査）受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、

「第97条の2第1項第3号イ 第97条の2第1項第3号イ

を 第101条の4第2項 に、
第101条の4第2項 」 第101条の7第1項 」

「

市	町	番地
郡		

を

「

--

」

に改める。

様式第26号の5中「講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に、「あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、臨時適性検査（専門医による診断）を受けて」を「臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出して」に、「臨時適正検査の」を「診断の」に、「といた」を「という」に、「講習予備検査の」を「認知機能検査の」に改める。

様式第26号の6中「講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に、「早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行う」を「必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止する」に、「講習予備検査の」を「認知機能検査の」に改める。

様式第26号の7中「講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に、「講習予備検査の」を「認知機能検査の」に改める。

様式第26号の8中「講習予備検査」を「認知機能検査」に改め、「、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には」を削り、「専門医」を「医師」に、「取り消されます」を「取り消され、又は停止されます」に改める。

様式第28号の2の2中「臨時適性検査通知書」を「臨時適性検査通知書」に、「講習予備検査（認知機能検査）」を「認知機能検査」に、「受け、特定の交通違反がある」を「受けた」に、「第 条」を「第102条」に、

「

適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の交通違反	

」

を

「

--	--

」

適性検査を行う理由となった 認知機能検査の結果	
----------------------------	--

」

に改め、同様式の注の1中「認知症の診断結果が記載された」を「道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は」に改め、同様式の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、島根県警察本部運転免許課に提出してください。

様式第28号の4中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第28号の4の2 (第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許 が拒否される
 が保留される こととなりますので、御注意ください。
 が取り消される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の5及び様式第28号の6を次のように改める。

様式第28号の5 (第25条の2関係)

運転経歴証明書交付・再交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注) 太線の中だけお書きください。

資料区分	運転経歴証明書			同時受理	受付場所	確認物 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他	写真添付欄 {持参写真} ・再交付											
	36-B9																	
登録(交付)年月日				登録(照会)番号														
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日														
	2	3	4															
性別	男	女	フリガナ	氏 名				電話番号	(自宅又は携帯) — —									
	1	2																
住所																		
受けていた 免許証 (運転経歴証明書)	免許証(運転経歴証明書)番号										有効年月日			年 月 日				
	交付年月日 照会番号										年 月 日 - ()			年 月 日				
	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	色別	金	青
型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二				
免許の条件等											備考							

氏名							
住所							
交付							
番号							
二・小・原							
他							
二種							

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の6 (第25条の3関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

島根県公安委員会 様

フリガナ
届出者氏名

(注) 太線 の中 だけ お書 きく ださい。	生年月日	2・大正	3・昭和	4・平成	年	月	日	電話番号(自宅又は携帯)		
	経歴証番号	第	号							
県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏	同時受理	受付場所	同時照会 の有無	有
	51	52	53		A1	A3	再交付			1

※ 変更する項目のみ記載してください。

変更 した 事項	フリガナ		確 認 物	・住民票 ・保険証 ・郵便物 ・その他()	登録年月日	照会・登録番号
	氏名					
	住所	島根県 市 町 郡 村				

[現に受けている運転経歴証明書]

別添のとおり

氏名		
住所		
交付		
番号		
二・小・原		
他		
二種		
	確認者	

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

「
 様式第30号中

中型	普通	大自二	普自二（無限定・小型）
----	----	-----	-------------

 を
 」

「

中型	準中型	普通	大自二	普自二（無限定・小型）
----	-----	----	-----	-------------

 に、
 」

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引
二				二	二							二	二

 を
 」

「

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引
二		型			二	二							二	二

 に改める。
 」

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

島根県公安委員会委員長 堀江正俊

島根県公安委員会規則第2号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第97条の2第1項第3号イの項及び第101条の4第2項の項中「及び結果の判定」を削り、同部第101条の6第4項の項の次に次のように加える。

第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の通知
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施
第101条の7第5項	臨時高齢者講習の通知

別表道路交通法の部第102条第1項から第5項までの項の次に次のように加える。

第102条第1項から第3項まで	医師の診断書を提出すべき旨の命令
-----------------	------------------

別表道路交通法施行令の部第32条の2第4号、第32条の4、第32条の5第1項又は第2項の項中「第32条の2第4号、第32条の4、」を「第32条の3第1項及び第2項、第32条の3の2第2項並びに」に、「又は」を「及び」に改め、同部第37条の4第7号の項の次に次のように加える。

第37条の6の4第6号	臨時認知機能検査の受検期間又は臨時高齢者講習の受講期間の特例に係る認定
-------------	-------------------------------------

別表道路交通法施行令の部第37条の8第3項第6号の項中「第37条の8第3項第6号」を「第37条の8第3項」に改める。

別表道路交通法施行規則の部第29条の2の2第1項の項の次に次のように加える。

第29条の2の4第4項	臨時認知機能検査を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理
第29条の2の5第4項	臨時高齢者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理

別表道路交通法施行規則の部第31条の6第1項及び第2項の項の次に次のように加える。

第33条第5項第2号ニ（第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定
第38条第8項第2号	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定

別表届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の部第2条の項の前に次のように加える。

第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定
---	-------------------------

別表島根県道路交通法施行細則の部第23条の5の項中「講習予備検査（認知機能検査）受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。